

第2章 ラテンアメリカ

著者	矢谷 通朗
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	経済協力シリーズ
シリーズ番号	168
雑誌名	国際開発協力問題の潮流
ページ	47-64
発行年	1993
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00014391

第 2 章 | ラテンアメリカ

1. 開発協力の背景

ラテンアメリカ地域の開発協力の理念およびその枠組みをとらえる場合、先ずこの地域の開発を規定する歴史的、経済的、社会的諸条件を把握しておく必要がある。それは、開発協力の理念が少なからずこの地域の伝統や特殊性に根ざしており、さらにこれらを基盤に形成された諸国の政治的、経済的協力関係を通じて開発協力の枠組みがもたらされているからである。ラテンアメリカ地域の開発協力の問題は、戦後、1950年代以降、諸国の経済発展における「低開発問題」の克服とこれに向けた開発経済論が試行され、さらに60年代に冷戦と「途上国問題」が結びつくなかで、域内・域外からの開発援助の受入れを通じて、その在り方が本格的かつ具体的に論議されるにいたった。もとより、ラテンアメリカ域内における開発協力の考えそのものは、この時期における経済開発上の要請のもとで初めて登場したわけではなく、それ以前にその理念形成に向けた土壌というべきものが、すでにラテンアメリカ地域諸国の間に存在していたと言える。それはラテンアメリカ地域の連帯の思想と大きく関係する。この地域は、言語、宗教、人種の文化面のみならず、経済、社会面においても国際貿易体制への過度の依存、低い資本蓄積や所得再分配の問題等に規定された、いわゆる、経済的・社会的二重構造の共通の要素を有する。この地域連帯の思想は、こうした文化的、経済的、社会的諸条件を背景に、19世紀初め、諸国の独立とともに醸成され（シモン・ボ

リバールの提唱による1826年、パナマ会議)、19世紀末には米国を含む米州諸国の汎米主義 (Pan Americanism) を通じて展開された。当初、ラテンアメリカ連帯の思想は、政治的性格を有していたが、1889年の汎米会議では、米州諸国の相互の経済関係を密接化し、経済開発を促進しようとの考えから、経済統合が早くから構想されていた。しかし、この汎米主義はアメリカの経済的優越を背景に展開されたため、地域連帯に基づいた開発協力の理念は米国経済体制への漸次編入とともに、これに大きく規定されることになった⁽¹⁾。第2次大戦とその後の冷戦体制は、この点でラテンアメリカ地域における開発協力の進展に決定的な影響をもたらした。それは、この地域が「米国の裏庭」として位置づけられるように、政治的、経済的、軍事的に米国の圧倒的影響下に置かれ、同国との一面的関係を通じて開発協力の体制が確立されたことである。もっとも米国との政治的、経済的結びつきを背景とする協力体制 (Inter-American System) は、最近にいたるまでスムーズに進行したわけではない。特に60年代半ば以降、米国のドミニカへの軍事介入、ラテンアメリカ諸国での相次ぐ民族主義的政権の登場、米国の援助計画である「進歩のための同盟」の低調は、米州協力システムの理念を後退させることになった。これを背景に、ラテンアメリカ地域での米国の指導力は相対的に低下し、この地域の米国離れをもたらした。同時に地域諸国は、第三世界諸国や米国以外の先進諸国との間に自主的で多面的な国際関係を追求する方向へと転じた。これに伴い、この地域の開発協力の在り方も大きく変化するにいたっている。そこでの大きな特徴は、地域諸国が先進諸国との関係のみならず、グローバルな国連システムを通じた南北関係を軸に、発展途上地域との関係において、独自の開発協力の方向を模索してきたことである。もっとも80年代以降、ラテンアメリカ地域諸国を襲った累積債務危機と同問題の長期化を通じて、従来の途上諸国との協力関係を強化する方向は大きく制約されることになった。そのため、この地域では、開発における債務問題の抜本的な解決に向けて地域諸国の協調的行動が強化される一方、域内経済統合の推進がはかられるようになっていく。

2. 開発協力の内容と意義

ラテンアメリカ地域の開発協力の在り方ないしその特徴を把握する際、協力の主体の相互関係を通じてこれをとらえることができる。これは大きく次の三つに分けることができる²⁾。①米州協力システム、②ラテンアメリカ協力システム、③ラテンアメリカ地域と途上国間協力システム、このうち、①は米国への依存関係を前提とした Inter-American System を基盤とする。②は、ラテンアメリカ地域内の経済協力、経済統合を軸とした協力関係で、この地域の経済的、社会開発に関する諸問題の克服に向けた開発協力の側面を有する。③はグローバルな国際機関および第三世界との連帯による南北問題をめぐって、米州体制を超えた協力関係を前提とする。

もとより、開発協力は、これらの協力のシステムを通じて各種の領域に及んでおり、またその目的も少なからず各協力システムの性格に規定されている。そのため、これら三つの協力システムの基本特徴を踏まえておくことが、開発協力の意義を理解するうえで有用である。以下では、これらの協力システムのもとで展開されている開発協力の内容および特徴を鳥瞰し、ラテンアメリカ地域諸国の開発協力の展開およびその方向性を考察するうえで特に重要な基本文書を、それぞれ時期区分に従って取り上げることにする。

(1) 米州協力システムにおける開発協力

すでに指摘したように、この協力システムの特徴は、戦後、米国の政治・軍事面での積極的なイニシアチブを背景に、米州機構(OAS)を中心とするラテンアメリカ地域の集団安全保障の構築を基礎に置くものであった。そのため、このシステムのもとで展開された経済面での開発協力、例えば1960年代の「進歩のための同盟」およびその下で米国政府の援助と海外投資とが一体となった資金フローは、基本的に軍事同盟を補完する性格を帯びていた。もっとも50年代までと60年代のラテンアメリカ地域の開発協力の内容は、大き

な違いがみられた。即ち、50年代には、OASが経済社会開発で重要な役割が与えられ、かつその広範な開発協力が期待されるなか、米国が民間資本重視のもとで、公共資本援助を既存のIMF、IBRD、EXIM、DLFの枠組みに抑えることに固執したため、ラテンアメリカ地域にとっては、導入資金だけでなく援助のネット・ワークそのものが満足のいくものではなかった。これに対し60年代は、「進歩のための同盟」を通じ、官民協調型の開発援助が指向され、OASから派生した米州開発銀行（IDB）に社会信託基金を委託するほか、経済統合の強化推進が重視された。そこでは米国の公的資本援助の実施において、投資危険分散の政策への転化がみられ、それはIMF、IBRD、IDA、IFC、「同盟」、LAFTA、CACM、の多角的連鎖関係のもとで展開された⁽³⁾。この開発援助のネット・ワークでは、米国の軍事援助と連携したAIDの投資保証計画によって民間資本の擁護がはかられる一方、OASのもとにIDB、ECLAなどのこの地域の統合促進機関が支援し、開発協力を展開した。

(2) ラテンアメリカ協力システムにおける開発協力

ラテンアメリカ諸国間において、域内の開発協力の理念は、既述のように、この地域の連帯思想を背景に古くから形成されてきた。1826年のパナマ会議ですでに統合が論じられ、また第1回汎米会議では米州諸国間の貿易交流、経済開発の促進の構想が示され、これとともに関税同盟および法の統一面で多くの成果を挙げてきた。しかし、域内の経済統合が実現されるようになったのは、この地域の輸入代替の経済開発が本格化した1960年代である。その際、ECLAは経済統合政策の推進において主導的役割を果たした。60年代にはラテンアメリカ自由貿易連合（LAFTA、1980年にALALC）、中米共同市場（CACM）、カリブ自由貿易連合（CARIFTA、1973年にCARICOM）、70年代にはアンデス地域統合（ANCOM）が相次いで設立された。もっとも、これらの経済統合の推進は、域内関税譲許の停滞、域内諸国の経済開発度の格差、国内産業の保護・育成策の利害対立等のさまざまな困難に直面し、きわめて低

調に終わった。

域内の経済統合とは別に、ラテンアメリカ地域には経済・社会開発のための地域的協力が存在し、1970年代にラテンアメリカ・エネルギー機構(OLADE)、ラテンアメリカ経済機構(SELA)、アマゾン協力条約機構等が設立された。特に SELA は、域内多数国間経済計画の推進やラテンアメリカの国際経済問題に対する対外共通政策の協議と調整を行い、域内統合過程を支援することを目的としている。同機構は、ラテンアメリカ多国籍企業設立、一次製品の開発と輸出面での対先進諸国、多国籍企業への交渉力強化、域内経済統合グループ間の補完的、調整機能の実施等、多くの現実的な開発協力の目的を掲げていたが、加盟諸国の利益と域内の利益の調和が一致せず、必ずしもその目的は達成されなかった。

1980年代に入ると、ラテンアメリカ地域レベルでの経済協力は、中米紛争および累積債務問題の深刻化とともにしだいに後退し、むしろ地域における個別問題の実質的解決に向けて、関係当事国の間で政治経済面から協力する方向が重視されるようになった。前者ではリオ・グループが結成され、地域安全保障のみならず、民主主義の強化、基本的人権、累積債務問題、貿易・投資問題、地域統合の強化、環境保全について協議することが打ち出された。後者はこの地域の重債務国が中心となってコンセソ・デ・カルタヘナ・グループを結成した。

(3) ラテンアメリカ地域と途上国間協力システムにおける開発協力

ラテンアメリカの開発論は、開発協力について「第三世界」との政治的、経済的關係に大きな影響を与えた。なかでも、戦後、国連ラテンアメリカ経済委員会の初代事務局長であったプレビッシュの提唱した中心・周辺国論は、後に「南」の理論と政策の基礎に置かれることになった。それは、一次製品の交易条件悪化の傾向により、工業中心国と一次産品輸出国の間の経済格差が拡大するとの前提のもとに、国際分業経済体制を否定し、国際的協力のも

とに発展途上国の工業化を推し進める理論である。そして、これを実現する政策として、1964年の第1回国連貿易開発会議では世界の貿易構造の変革を求めて、一次産品の価格・販路の安定化、工業製品輸出への特惠、交易条件の悪化を補償する補償融資の供給が主張された。

この考えは、ラテンアメリカ地域諸国の開発政策に受け入れられる一方、南北問題の解決に向けて、第三世界からも支持された。また1968年の第2回同会議では、途上国の経済発展を阻害している要因として、国際貿易の対外的制約と並んで、近代的科学技術の進歩がもたらした矛盾が低開発の構造的要因として把握され、その根本的変革のため、貿易面および金融面での国際協力が世界的な開発戦略として行われるべきであると主張された。この第三世界との連帯に基づく協力の強化は、途上国の自立的発展と開発のための国際協力を目指す、よりグローバルな開発協力の構築に向けた要求であった。この努力は、ラテンアメリカ諸国が積極的な役割を果たすなかで、その後71年の「リマ」宣言、72年の第3回国連貿易開発会議の「国家の経済的権利義務憲章」(メキシコのエチエヴェリア大統領の提唱)として実現されたが、同時に国際協力の新秩序に向けた政治、経済的ナショナリズムを強く反映していた。

もっとも、ラテンアメリカ地域と途上国間の協力システムは、1970年代後半以降、ラテンアメリカ諸国の中進的發展段階への移行、累積債務過程の進行を通じ、他の途上国と立場を異にするとの考えが採られるようになり、途上国との連帯は後退し、むしろこの地域の独自の国際協力を目指す努力が積極的になされている。

ラテンアメリカ諸国のより国際的な開発援助の要請に向けた新たな協力方式として、近時特に注目されるのが、中米諸国の平和と開発のための自助努力およびそれを支援する国際協力を要請した1987年グアテマラ合意(エスキプラスII)である。この中米支援の要請は、同年10月および12月に国際連合の総会決議によって採択され⁽⁴⁾、国連事務総長に対し国連開発計画(UNDP)の調整のもとで特別計画を作成するよう要請した。そして88年5月の第42回国連総会は「中米経済支援特別計画」を決議した⁽⁵⁾。同計画は難民、避難民に

対する援助，食料援助，エネルギー援助の緊急プログラム，対外債務，中米共同市場の再活性化融資の即時プログラム，中米経済活性化と社会開発プログラムからなる支援システムを提供しており，その政策の実施には UNDP，ECLAC，IBRD，IMF の国際機関だけでなく，OAS，IDB の米州機関が参加している。

[第1期 1950年代]

3. ボゴタ憲章（米州機構憲章）（コロンビア 1948年）

第2次大戦後から1950年代末までのラテンアメリカ諸国では，国内的には経済開発が始動する一方，対外的には政治，軍事面で米国の圧倒的影響の下に米州体制が強化された。この時期，ラテンアメリカ諸国の経済開発は，戦中，戦後の有利な交易条件に支えられて政府主導による輸入代替工業化を中心に行われた。他方，終戦と同時にラテンアメリカ地域諸国では，冷戦体制下での米国の安全保障政策により反共的米州体制が構築され，その下で47年に米州集団安全保障条約（リオ条）が締結され，48年には米州機構（OAS）が設立された。この集団安全保障体制の下で，米国とラテンアメリカ諸国との間には二国間軍事協定が結ばれ，軍事援助が供与された。しかし，地域諸国は米国に軍事関係の強化よりも経済社会開発に対する援助を期待していた。とりわけモノカルチャー経済から脱却し輸入代替工業化を進めるために，戦時中の対米協力の見返りとして，開発支援を求めたのである。戦後，米国はすでにヨーロッパ復興に向けて「マーシャル・プラン」を実行し，49年には「ポイント・フォー」で途上国の開発に協力する形態を明らかにしていた。しかし，冷戦の高まりのなかで欧州の復興とアジアの安定が重視され，ラテンアメリカ諸国への資金援助は相対的に低く，技術協力と民間投資とが柱とされた。

このように米国の戦後におけるこの地域諸国への開発支援の特徴は、安全保障を目的とする軍事援助政策に大きく規定された性格を有していたといえる。

ここで取り上げる米州機構憲章は、基本的に米州体制下での地域集団安全保障を目的とするが、政治的側面ばかりでなく、米州諸国間の経済社会の開発支援の基盤を提供している。即ち、米州諸国の協同行動を通じた経済的、社会的、文化的発展に向けた開発協力の基準を定めている。これらは具体的に経済的基準（第26、27条）、社会的基準（第28、29条）、文化的基準（第30、31条）であり、地域安全保障の政治的機能と並んで重要な側面を有する。同憲章は、1948年にコロンビアのボゴタで開催された第9回米州会議で採択され、前文および121条から構成される。

同憲章の経済的基準では、加盟国はその経済機構を強化し、農業、鉱業を開発し、工業を促進し、貿易を増進するため、自国の資源が許し法律が定めるかぎり、協力することに同意すると定め、開発協力における自立性を尊重している。また米州の一国の経済が援助を受けなくて自力では充分救済されない状態に陥ったときには、当該国は、協議によって経済問題を解決するため、米州機構の経済社会理事会に付議できるとしている。他方、社会的基準では、加盟国は自国の住民の公正な生活条件を達成するため、相互に協力し、かつ、無差別および経済的安定の下に、物質的福祉と精神的発達を達成する権利を基礎に社会立法を発展させることに同意するとしている。文化的基準では、物質的資源に応じ、教育に対する権利行使を促進することを強調している。

もっとも憲章に盛り込まれたこれらの経済社会的基準は、開発支援の実施体制を含め具体性を欠き、一般原則の域にとどまっていたため、ラテンアメリカ諸国にとって満足のいくものではなかった。

1960年代後半、米州機構の反共同盟的な性格が薄れるなかで、同憲章は67年に改正され（ブエノスアイレス議定書）、米州諸国の立場から経済社会開発における活動を重視し、これに向けた経済的基準（第29—42条）、社会的基準（第

43—44条)の規定において、その具体的かつ義務的目標および方途を詳細に定めている。前者では、統合的経済社会開発の促進を目的に、1人当りの国民総生産の実質的かつ自然的増大、適性かつ均衡のとれた税制、農村の近代化と土地所有制度の改革、国民所得の公平的配分、公正な賃金、文盲の迅速な撲滅と教育の機会均等、食料生産とその増加による十分な栄養の向上、適正な住宅の提供、人間的にして健康かつ生産的な生活が送れるような都市条件の整備、輸出の拡大と多様化(第31条)、先進国の途上国に対する相互譲許不期待(第38条)、ラテンアメリカ共同市場設立のためその統合過程の促進努力(第40条)、多数国間プロジェクトの作成および実施に対する融資の優先(第41条)である。社会的基準では、各国がその社会労働政策上努力すべき目標を広範に掲げ、従来国民経済社会生活に編入されてこなかった人口をこれに参加させる努力等を規定している。

〈他の重要文書〉

1. ディロン宣言(1958年)

[第2期 1960年代]

4. プンタ・デル・エステ憲章(ウルグアイ 1961年)

1950年代後半からラテンアメリカ諸国の経済発展が停滞しはじめるなかで、59年に起きたキューバ革命はラテンアメリカ諸国のみならず米国の安全保障に大きな危機感を与えた。同時に、この革命は、米国、およびキューバと同様の国内問題、即ち腐敗した独裁政治や外国資本に支配された不平等な社会構造をもつラテンアメリカ諸国に対し、第2のキューバ誕生を阻止する手段として、この地域の開発と構造改革に目を向けさせることになった。その結果、米国のラテンアメリカ政策を大きく転換させ、61年にケネディ大統領の

下で「進歩のための同盟」を誕生させた。そこでは、社会主義・共産主義の浸透を防ぎ、民主主義による安定をラテンアメリカにもたらすためには、民主化、経済開発、農地改革、税制改革、教育改革等の構造変革の推進が不可欠であるとし、ラテンアメリカ諸国政府に対し、これらの構造改革を盛り込んだ総合開発計画の策定を援助受入れの条件にした。「進歩のための同盟」はいうまでもなく他のラテンアメリカ諸国への社会主義の移転の防止と、キューバの孤立化を狙ったものである。この「進歩のための同盟」の実施を米州機構の会議で決定したのが、プンタ・デル・エステ憲章である。

同憲章は、米国側のイニシアチブで実施されたとはいえ、すでにラテンアメリカ地域諸国には、キューバ革命前に、総合的な開発の協力計画の実施を求める動きが存在していた。それは例えば、1958年にブラジルが米国に提案した「オペラソン・パンアメリカーナ」（経済社会開発協力計画案）で、「進歩のための同盟」のベースとなった。この提案は米国に受け入れられ、その下で米国が反対していたラテンアメリカの共同市場や米州特別開発基金として結実している。59年にディロン宣言により米州開発銀行（IDB）が、60年にはラテンアメリカ自由貿易連合（モンテビデオ条約）、中米共同市場の設立条約が締結された。

プンタ・デル・エステ憲章は、前文および第1編 進歩のための同盟の諸目的、第2編 経済社会開発、第1章 開発のための基本的要件、第2章 国内開発計画、第3章 即時かつ短期の行動措置、第4章 国別開発計画に対する外国の援助、第5章 組織及び手続、付属 国内開発計画の諸要素、第3編 ラテンアメリカの経済統合、第4編 基礎的輸出産品、第1章 国内的措置、第2章 国際協力のための措置、から構成される。

進歩のための同盟の諸目的では、1人当りの所得の実質的増加と毎年1人当たり2.5%以上の経済成長の達成、国家経済機構の均衡的多角化、工業化の努力、農地改革の推進、教育、保険、住宅の普及、物価安定等が謳われている。

経済社会開発の基調は、先ず国家経済社会計画が民主主義の諸原則に従い実行され、さらに自立の原則と国内資源の最大利用に基礎を置くこと、国内

資本形成とその輸出能力を助長するため国外からの金融援助を得ること、国内資源の動員に必要な機構上の改革と措置を含む計画を支持するため、10年間に国外から最少限200億ドルの政府系の資金援助がなされること、国内資源の有効利用のための公的、私的分野の組織改善、富の公平な分配を可能とする必要な社会改革が実施される、としている。そして、その具体的な国家開発計画では、人的資源の動員、天然資源の開発、農業生産の拡大、国内金融資源の活用、外資導入、国内市場育成のための分配および販売組織の改善が織り込まれなければならないと定めている。

プンタ・デル・エステ憲章に盛り込まれた米州における開発協力は、直接的にはキューバ革命という政治的要因によってもたらされたが、すでにみたようにその開発支援の在り方は、ラテンアメリカ諸国がかねてから主張しかつ要求してきたことである一方、1950年代、ラテンアメリカ経済委員会 (ECLA) を中心に主張されてきた開発論、いわゆる中心・周辺論、経済統合の推進を通じて提唱されたものである。その意味で、ラテンアメリカ地域諸国は開発協力における積極的姿勢を大きく前進させたといえる。しかし、現実には、この「同盟」にはみるべき成果はなかった。即ち、61年から67年の1人当りの実質経済成長率は1.6%と同盟の目標に達することができず、また教育、衛生、住居、雇用に関する改善、農地改革、税制改革などの構造改革も進まず、米国および国際機関の資金供与も約束額に及ばなかった。

「進歩のための同盟」は、1960年代半ばころから有名無実化し、74年には最終的に幕を閉じた。この背景には、ラテンアメリカ地域諸国において60年代前半から相次いで軍事政権が現れ、米国が同盟に期待した民主主義の下での改革の推進という政治的理想が破綻する一方、同盟を積極的に推進してきたケネディー大統領の死に加えて、米国のベトナム戦争の介入によりこの地域への米国の経済協力の規模が縮小されていったこと等があげられる。こうしたなかで、ラテンアメリカ諸国は60年代半ばから米国離れを強め、しだいに第三世界への接近と米国を排除した域内関係の構築を模索するようになった。

5. ビーニャ・デル・マル決議書 (チリ 1969年)

第2次大戦以来、もっぱら米国との関係に一面化されてきたラテンアメリカ諸国の国際関係は、1960年代半ば以降、「進歩のための同盟」が有名無実化するなかで、政治的には米国離れが進み、多面的な自主外交が展開される一方、経済的にはこの地域独自の経済発展の方向が模索され、特に第三世界との連帯を通じて共通の利害が追求されるようになった。60年代半ばから70年代半ばにかけては、この地域の経済発展の実現を南北問題の解決を通じて追求された時期と言える。

これは先ず1961年の第16回国連総会におけるケネディー大統領の提唱による「国連開発の10年」に基づいて開催された第1回国連貿易開発会議 (UNCTAD) 総会に提出された「プレビッシュ報告」によって明らかになった。この報告書では、国際経済における途上国の不利な立場を工業製品輸出に対する特惠、一次産品に関する商品協定、交易条件悪化に対する補償融資などによって改善し、援助よりも貿易の拡大を通じて経済発展をめざすことが主張された。これに続いて、68年の第2回会議には「グローバルな開発戦略」と題する報告が提出され、そこでは発展途上国の経済開発の阻害要因として貿易ギャップ、貯蓄ギャップ、対外収支の体質的脆弱性が指摘され、世界貿易の拡大による新たな経済パターンの形成には、次の原則に立って先進国からの貿易面および金融面での協力が必要であることが強調された。①経済開発は、それを実施する国の責任である、②この責任を果たすため、周辺国は中心工業国の協力を必要とする、③先進国の協力は、従来の余剰としてではなく、優先的に行わなければならない。

ところでこの第2回会議で報告された内容は、ラテンアメリカ諸国にとって特別の意義を有していた。即ち、1960年代半ば以降、輸入代替工業化が、国内、地域レベルでしだいに進展して中進的發展段階に入るにつれ、工業開発のいっそうの拡大のためには先進国の資本と技術の開発支援を必要として

いたからである。同時に、輸出工業製品の拡大に向けた先進国、特に米国からの特惠待遇では十分な成果を得られず、むしろ経済的に同国への従属を強めていった。特にこの時期、米国のラテンアメリカ政策においてはこの地域のイニシアチブを尊重し、米国のプレゼンスを抑えた「低姿勢」政策がとられていた。こうしたなかで、ラテンアメリカ諸国が共同で米国の貿易援助政策を批判し、その改善を求めたのが、このビーニャ・デル・マル合意書である。

この決議書は、特別ラテンアメリカ調整委員会によって作成され、貿易面での国際協力を取り巻く条件、およびラテンアメリカ諸国と米国との経済協力に対する新たなアプローチが提案された。決議前文で、ラテンアメリカ諸国は、その製品に対する米国および他の先進国からの特惠または特別待遇の要求を掲げ、また途上国と先進国間の経済的、科学的、技術的ギャップの増大を問題視した。

貿易面では、特に基礎製品のアクセスおよび市場に影響をもたらす関税および非関税障壁の除去、貿易制限除去に向けた時期の米国との交渉、特定先進諸国の市場におけるラテンアメリカの基礎製品の販売に影響を与える差別的特惠の特定期限内の除去が謳われている。金融、投資面では次のような原則が主張された。①資金の移転は、国家開発計画に従って供与されねばならない。②融資国および国際金融機関は、受入国の開発を尊重する経済的、社会的基準に基づく協力を基礎とする。③対外金融協力には条件を付してはならない。④特定国の財およびサービスの購入に融資の利用を結びつける要件または基準は除去される。⑤米国の資本市場に対するラテンアメリカ諸国および地域的組織のアクセスは、現行の要件内で低利かつより柔軟なたちで増大されるものとする。⑥民間投資は、ラテンアメリカの金融開発援助に向けられた米国の資金の一部とはみなされない。技術協力の分野では、この協力はラテンアメリカ地域の国内調整機関および地域機関のチャネルの確立、他国間技術協力の推進、技術協力計画の利用が強調された。加えて、科学・技術開発では、受入国の優先順位に基づく目標に向けた協力、技術移転を改善する適切な方法の採択、ラテンアメリカ諸国間の科学・技術移転の改善が

提唱された。

〈他の重要文書〉

1. アイゼンハワー・ニューポート宣言（1960年）
2. ボゴタ議定書（米州機構理事会21人委員会，第3回委員会，1960年）
3. ブエノスアイレス議定書（米州機構憲章改正）（1966年）
4. トルケマダ覚書（ラテンアメリカ調整特別委員会第4回会議，ボゴタ，1967年）

[第3期 1970年代]

6. ラテンアメリカの経済社会発展と国際経済関係(1977年 チリ)
(ラテンアメリカ経済委員会)

1970年代に入り，ラテンアメリカ諸国は，世界的好況と一次産品輸出の増大により経済発展を推し進めた。しかし，73年の第1次石油危機はこの地域経済に大きな転機をもたらした。それはこの地域の大半の非産油国が交易条件の悪化から経済停滞に直面したからである。ラテンアメリカ諸国は国際収支の悪化に直面して，総需要抑制策を採るか，外資の導入により国際収支の赤字を埋めて成長を続けるかの選択を迫られ，多くの国が後者の立場をとるにいたった。また石油危機のもたらした事態は，この地域の産油国と非産油国の際立った立場の相違となって現れ，70年代後半以降，一部の国で累積債務の問題を表面化させることになった。

こうしたなかで，1970年代のラテンアメリカ諸国の経済開発の戦略と開発協力への立場は，総じて従来のものとは大きく異なるようになった。それはラテンアメリカ地域全体としてみると，準工業地域または中進地域としての性格を強めてきていることである。このことはまた，ラテンアメリカ諸国を

して、第三諸国のなかでも特別な立場にあることを認識させるにいたった。これを立場をかなりはっきり打ち出したのが、77年4月に開催されたECLA第17回総会に提出された「ラテンアメリカの経済社会発展と国際経済関係」である。

同文書は、南北問題の主要な側面に関するラテンアメリカの立場を次のように述べている。まず、他の発展途上国と依然共通の問題として次のような問題点をもち、これらの諸国と連帯を維持し、先進国に対しその解決を要求する必要があることを述べている。即ち、①ラテンアメリカ諸国にとって一次産品は依然重要性を有しており、その輸出量、輸出価格の安定、一次産品による外貨取得の確保が重要であること、②高い成長を維持し、経済、社会発展を維持するためには外国からの資金導入が必要である、ことなどである。

さらに中進国としてのラテンアメリカ諸国が特に関心を強めている問題として、次の諸点を挙げている。①技術格差、技術移転の問題、②特惠制度の拡大・改善、輸出補助金に関わる問題、③製造工業品輸出の拡大と、これによって工業化を推進するための諸問題、④多国籍企業の問題、等である。

[第4期 1980年代]

7. 対外債務および経済協力に関するカルタヘナ共同宣言 (コロンビア 1984年)

1982年、メキシコで発生した対外債務返済不能という所謂累積債務危機は、ラテンアメリカ全域に広がり、16カ国でなんらかのモラトリアムに陥った。この債務危機をもたらした背景には、直接的な要因として、債務危機発生直前の時期における利子率の急上昇があげられる。同時にこの国際的高金利のなかで、世界的同時不況が起り、一次産品価格の低下によりラテンアメリカ諸国の交易条件は悪化し、輸出による債務サービス支払い能力が大きく低

下した。他方、累積債務の増加の背景には、輸入代替工業化の発展プロセスにおいて国内貯蓄の不足を外国貯蓄に依存するという、この地域の開発戦略のあり方そのものが構造的要因として大きく存在していた。

債務問題の解決策としては、1982年のメキシコ危機直後、IMFとの協議や債権国との繰延べ交渉が行われたが、根本的な解決とはならず、しだいにラテンアメリカ諸国は債務問題に対する積極的行動を起こすことになった。まず、83年の国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（CEPAL）とラテンアメリカ経済機構（SELA）が提出した「国際危機に対するラテンアメリカの対応」に基づき、84年に「キト宣言」⁽⁶⁾を採択した。この宣言に対し、先進諸国はラテンアメリカ諸国が将来債務国カルテルを形成するものとして大きな危惧を抱いた。他方、こうした動きとは別に、重債務国であるアルゼンチン、メキシコ、ブラジルが、米国の大幅な利子率引上げに抗議するなかで、コンセンソ・デ・カルタヘナと呼ばれるグループが結成され、84年6月、カルタヘナ共同宣言が採択された。これに参加した国は当初予定していた国を上回り、アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、コロンビア、チリ、エクアドル、メキシコ、ペルー、ドミニカ共和国、ウルグアイ、ベネズエラの11カ国が参加した（参加国の債務額はラテンアメリカ諸国全体の債務の90%以上）。この共同宣言は、キト宣言およびこれに基づく行動計画を世界に知らせ、その結果、債務問題に関して国際的な関心とインパクトを与えることになった。即ち、ペルーの債務支払い拒否の方針を契機に、米国をはじめとする債権国の間で債務国カルテル結成が危惧され、債務問題の解決に対する新たな対応がみられるようになったからである。これは84年のIMF・世界銀行年次総会で、IMF主導の総需要抑制による短期的成長政策から、債務国の成長を重視し、長期的な構造調整策の採用を謳った「ベーカー提案」⁽⁷⁾が提出され、債務問題解決の対応を大きく転換させることになった。

このカルタヘナ合意は、債務問題解決に向けた行動措置を中心に、宣言（第1—17項）、提言（第18項）、協議、フォローアップ（第19—24項）から構成され、債務、金融および貿易に関する開発協力の在り方を表明している。

同宣言の主要点および特徴は次のとおりである。

先ず、債務問題の対応にあたり債権国と債務国が共同して責任を負わねばならない旨が明示され(第7項)、同時に債務交渉における繰延べと再融資の政策に関するガイドラインの実施にあたっては、各国特有の債務状況および経済再建の状況を考慮して行わねばならないことが強調されている。また、債務、金融、貿易の各問題が相互に関連していることが強調され、債務支払い能力を確保するための経済成長は、輸出を拡大し、資金流入を再開し、輸入の適性水準を維持するものでなくてはならず(第13項)、そのためには工業国が途上国の輸出産品をその市場に受け入れる措置、政策を緊急に採り、また先進国および途上国間の資金の流れを再開させ、もって利払い負担を恒久的に緩和する条件を緊急に作る必要があると述べている(第14項)。

具体的提言では、①国際市場での実質金利の引下げ、②繰延べ交渉、新規融資の運用における適性なコストおよび利率の適用、繰延べ交渉期間の延滞金利の撤廃、③繰延べ交渉における多年度繰延べの拡大、利子の元本化、④深刻な国際収支問題を有する国に対する利子の一部延滞および輸出の一定割合に応じた支払い、⑤国内生産活動の適性水準と両立し得る輸出収入比率に見合った支払い、⑥停止状態にある融資再活性化および貿易等の短期信用供与の再開、⑦IMF、世銀グループ、IDB等国際金融機関への資金割当ての拡大およびこれらの機関の融資能力の強化、⑧途上国の一次産品および先端技術を含む工業製品の先進国市場へのアクセスを制限している関税障壁、非関税障壁の早期撤廃のほか、特に次のようなIMFの融資条件の見直しを掲げている。(イ)国別の経済、社会、政治状況を考慮して、生産、雇用促進に優先権を与える、(ロ)財政、国際収支目標の設定および変更にあたって、国際金利の上昇が公共投資および輸入水準を抑制しないよう配慮する、ことなどが強調されている。

〈他の重要文書〉

1. キト宣言(エクアドル、1984年)

2. マル・デ・プラタ・コミュニケ（第2回ラテンアメリカ債務国会議，アルゼンチン，1984年）

- 注(1) 大原美範編著『ラテン・アメリカ経済統合の条件』，アジア経済研究所，1969年，69～96ページ参照。
- (2) この三つのシステムについては，細野昭雄「米州関係の再編とラテンアメリカの経済統合」（『冷戦後ラテンアメリカの再編成』，アジア経済研究所，1993年），30～36ページを参考にした。
- (3) 神尾昭男「アメリカの対ラテン・アメリカ外交」（『ラテン・アメリカの石油と経済』，アジア経済研究所，1970年），88ページ。
- (4) Resolution 42/1 of 7 October and 42/204 of 11 December 1987.
- (5) UN Doc. A/42/949, 26 April 1988.
- (6) キト宣言；対外債務累積およびその他の経済問題の解決を目的に，1984年1月，エクアドルのキトで開催されたラテンアメリカ・カリブ諸国会議（26カ国）で採択された宣言。27項目の一般的「宣言」に加え，金融，貿易，域内食糧安全保障，エネルギー協力，サービスに関する「行動計画」からなる。対外債務についての宣言では，①その責任が債務国，債権国，関連する国際金融機関によって共同に負担されるべきであること，②その解決がすべての当事者の利益につながることを，輸入抑制など債務国の対外調整政策が国内の経済回復を犠牲にする形でなされてはならない，ことが謳われている。
- (7) ベーカー提案；発展途上国の累積債務に対処する提案で，従来のリスケジュール中心の取立てから，重債務国15カ国（アルゼンチン，ボリビア，ブラジル，チリ，コロンビア，コートジボアール，エクアドル，メキシコ，モロッコ，ナイジェリア，ペルー，フィリピン，ウルグアイ，ベネズエラ，ユーゴスラビア）を対象に資金投入して成長を促し，債務返済を行わせようとしたもの。具体的には，①債務国はインフレを抑制して，成長をはかり，国際収支を改善する。そのため，長期的観点から，広範な経済政策を展開し経済構造を調整する。その際，債務国は市場経済を指向する。② IMFが中心となり国際金融界を取りまとめ，世銀等と協力して債務国経済を支援する。③民間銀行も新規貸付けを行う。